

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、世界有数の製薬企業であるロシュとの戦略的アライアンスのもと、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」ことをMission(存在意義)とし、「患者中心の高度で持続可能な医療を実現する、ヘルスケア産業のトッププレイヤー」となることをEnvisioned Future(目指す姿)に掲げ、社会とともに発展することを経営の基本方針としております。

当社は、この経営の基本方針のもと、ロシュ・グループの一員でありながら、独立した上場企業として経営の自主性・独立性を確保しつつ、さまざまなステークホルダーの負託に適切かつ公平に応えるため、「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

【参考】中外製薬コーポレートガバナンス基本方針

<https://www.chugai-pharm.co.jp/profile/governance/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置】

当社の報酬委員会は、独立社外取締役が主要な構成員とはなっていませんが、委員は、独立社外取締役2名を含む非業務執行取締役のみ4名で構成しております。報酬委員会における審議において、特別委員会を兼務する委員により、下記「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載の特別委員会での審議が妥当と考えられた案件は、特別委員会にて審議・検討し、取締役会に答申いたしますことから、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に鑑みて、透明性・客観性を備えた報酬に関する審議が行えるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式としての上場株式の保有に関する方針および議決権行使についての考え方】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、医薬品販売等における取引または金融取引等の取引関係の維持・強化など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式のみ保有し、また資本効率やリスク・リターン観点などから適切な水準となるよう縮減に努めます。2015年に保有していた政策保有株式12銘柄の全てを売却しており、2022年12月末現在には株式1銘柄のみを保有しております。

取締役会は、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性、保有に伴う資本効率や取引の合理性等を具体的に精査し、保有の適否について定期的に検証し、その検証内容を開示いたします。方針に則り毎年1月度の取締役会にて、保有する政策保有株式の保有目的の適切性、取引の合理性、保有の適否等について検証しております。

政策保有株式に係る議決権につきましては、当社は、外部の議決権行使助言会社や運用機関等の行使基準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、また、投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引を含む全ての取引について、その重要性や性質に応じて取締役会をはじめとする適切な決裁機関・決裁者を定めるとともに、その適切性を確保するために必要な手続きを整備しております。

当社の親会社であるロシュ・グループとの取引にあたっては、特別委員会を設置し、親会社であるロシュと少数株主との利益が相反する可能性のある重要な取引・行為等について、審議・検討しております。第三者間取引と同等の価格等の条件による公正な取引を実施することにより、少数株主の利益を保護しております。

当社と当社取締役との取引は、利益相反が生じないようにするため、取締役会規則により、すべて事前に取締役会の承認を得なければならないものとしております。また当該取引を実施した場合には、その重要な事実を取締役に報告するとともに、法令の定めるところにより、これを適切に開示いたします。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保に関する考え方等】

当社の中核人材における多様性の確保については、「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に掲載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金の運営に当たっては、適切な人材(財務経理経験者)を配置しており、担当者には企業年金連合会が主催する研修や委託先の運用機関主催の各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得させ、専門性の高度化に努めております。

企業年金基金は、「運用基本方針」に従って資産運用を行うとともに、当社の財務経理部長、人事部長が委員長となる資産運用委員会、財政運営

委員会を設置し、運用状況等をモニタリングしております。

また、企業年金基金は、積立金の運用を複数の運用機関に委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関に一任することで、企業年金の受益者と当社の間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 企業理念、経営戦略、経営計画

当社は、企業理念としてMission Statementを定め、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.chugai-pharm.co.jp/profile/vision/philosophy.html>

当社は、2021年期から2030年期までの新成長戦略としてTOP I 2030 を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.chugai-pharm.co.jp/profile/strategy/index.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書I「基本的な考え方」および「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」に記載のとおりです。

(iii) 取締役および監査役の報酬の決定の方針と手続き

取締役および監査役の報酬の決定の方針と手続きについては、本報告書II「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(iv) 取締役および監査役の候補者の指名の方針と手続き

取締役候補者の指名の方針と手続き

取締役候補者は、指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

業務執行取締役候補者については、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任しております。

非業務執行取締役候補者については、当社の経営に関する助言および監督の機能を適切に発揮するため、社外の企業経営者、医学専門家その他の学識経験者などその経験、知識、専門性を考慮するとともに、取締役のうち3分の1にあたる3名を「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」別紙2に記載の独立性判断基準に基づく独立社外取締役として選任しています。

なお、取締役会は、経営計画の未達が継続し、業績回復の見込みが立たない場合や、重大な不祥事・コンプライアンス違反が発生した場合など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が困難と判断した場合には、最高経営責任者を含む業務執行取締役の解任について検討いたします。取締役候補者の選任および取締役の解任については、指名委員会にて審議し、取締役会にて決定し、その選解任理由を開示いたします。

監査役候補者の指名の方針と手続き

監査役候補者は、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。

監査役候補者については、経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査を遂行することができる知識・経験を有する者を選任しております。

社外監査役候補者については、会計、法律等に関する豊富な知識、経験を有する専門家を選任しております。

(v) 取締役および監査役候補者の選任理由

当社は、取締役および監査役候補者について、個々の選任理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則3-1】サステナビリティの取り組み等の開示

1. 当社のサステナビリティの取り組み等の開示は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/index.html>

なお、環境保全活動、サステナビリティ活動等の実施については、「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況」に掲載しております。

2. 当社の人的資本や知的財産への投資等に関する開示は、当社ウェブサイトに掲載しております。

人的資本

<https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/diversity/index.html>

知的財産

<https://www.chugai-pharm.co.jp/profile/rd/intellectual.html>

3. 当社はTCFD提言に基づく情報開示を行っております。詳細は当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/environment/tcfd.html>

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、経営の意思決定および監督と業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役会においては経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役会で決定する業務執行以外については、取締役会からの委任に基づき業務執行取締役や執行役員で構成される経営会議等において意思決定を行い、業務を執行しております。

【原則4-9 社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員(独立社外取締役および独立社外監査役)となる者の独立性をその実質面において確保することに主眼をおいた独立性判断基準を策定し、「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」に別紙2として開示しております。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成し、取締役会全体として必要な専門性、能力、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む適切な多様性と規模を確保することとしております。なお、取締役のスキル等を特定するスキル・マトリックスは当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/governance/concept.html>

【補充原則4-11 取締役および監査役の他の上場会社の役員との兼職状況】

当社は、取締役および監査役ならびにその候補者の重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」にて毎年開示しております。また、取締役および監査役が当社以外の役員等を兼任する場合には、取締役および監査役としての役割・責務を適切に果たすことができる範囲に留めるよう「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」に定めております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

取締役会は、2021年度の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その結果の概要は当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/governance/report/files/jBoardEffectivenessResults.pdf>

【補充原則4-14 取締役および監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外取締役および社外監査役を含む取締役および監査役に対し、就任の際における当社の事業、財務および組織を含めた当社経営の概況に関する知識の習得、取締役および監査役に求められる役割と責任の理解および在任中におけるこれらの継続的な更新など、個々の取締役および監査役に適合したその役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、またはその費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との間で建設的な目的を持った対話の推進を重視し、「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」および「情報開示方針」において、具体的な体制や取組みの方針、個別面談の申し入れに対する対応等の詳細を定め、当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/policy/disclosure.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ROCHE HOLDING LTD	1,005,670,935	59.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	148,700,800	8.85
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	61,476,400	3.66
S M B C 日興証券株式会社	19,524,600	1.16
J P モルガン証券株式会社	15,441,942	0.91
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,445,030	0.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	14,111,497	0.84
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	11,266,300	0.67
住友生命保険相互会社	9,000,000	0.53
J P MORGAN CHASE BANK 385781	8,755,950	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ロシュ・ホールディング・リミテッド(上場:海外)(コード) ——

補足説明 更新

当社は自己株式34,037,098株を所有しておりますが、上記の大株主(上位10名)の中には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

特別委員会を設置し、親会社であるロシュと少数株主との利益が相反する可能性のある重要な取引・行為等について、審議・検討を行っております。

特別委員会は、報酬委員会の社外委員を兼務する独立社外取締役1名を含む独立性を有する取締役または監査役のみからなる3名以上で構成するものとし、委員は取締役会が選任しております。現在の委員は、独立社外取締役 立石文雄、独立社外取締役 寺本秀雄、独立社外監査役 増田健一の3名であり、各委員の互選により選定された独立社外取締役 寺本秀雄が議長を務めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社とロシュ・ホールディング・リミテッド [本社: スイス] は、2001年12月に戦略的アライアンスに関する基本契約を締結し、ロシュは当社発行済株式総数の59.89%を保有する当社の親会社であります。

本アライアンスにより、当社はロシュの日本市場における唯一の医薬品事業会社となり、ロシュが有する開発候補品の日本における開発・販売について第一選択権を保有しております。また、ロシュは当社が有する開発候補品の海外(韓国・台湾を除く)における開発・販売について第一選択権を保有しております。

本アライアンスは、通常の企業買収や合併事業とは異なる新しいビジネスモデルの確立を目指しております。当社は、ロシュ・ホールディングの連結決算の対象会社ですが、独立した上場企業として、すべての意思決定をセルフ・ガバナンス原則に基づいて行っております。さらに、ロシュによる当社株式売買に関し、両社間において統合後10 年以降(2012 年 10 月 1 日以降)、当社株式の上場を維持する取り決めを行っております。

なお、当社取締役9名のうち、2名はロシュ・グループに在籍しておりますが、取締役の半数に至る状況にないことから、経営の独立性が確保されていると認識しております。また、経営の独立性・客観性を一層高める観点から、独立社外取締役3名を選任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桃井 眞里子	学者											
立石 文雄	他の会社の出身者											
寺本 秀雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桃井 眞里子	○	自治医科大学名誉教授 信州大学医学部客員教授 東京医科大学理事(非常勤) < 該当事項なし >	桃井眞里子氏は過去に会社経営の経験はありませんが、医師・大学教授としての豊富な経験・知識等に加え、大学・病院等の組織マネジメント経験を有することから、当社の経営に関する助言・監督等を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
立石 文雄	○	オムロン株式会社取締役会長 < 該当事項なし >	立石文雄氏は、長年のグローバルでの企業経営の経験とサステナビリティ・ESGに関する高い見識を有することから、当社の経営に関する助言・監督等を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
寺本 秀雄	○	株式会社第一生命経済研究所代表取締役社長 < 該当事項なし >	寺本秀雄氏は、企業経営に関する豊富な経験・知識に加え、金融及び財務・会計等にも精通することから、当社の経営に関する助言・監督等を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	0	2	0	2	その他

補足説明 **更新**

【指名委員会】

指名委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者に関する議案を審議するとともに、最高経営責任者を含む業務執行取締役の後継者計画および取締役の解任に係る審議を行う。指名委員会は、社内委員1名および独立社外取締役1名以上を含む社外委員3名以上で構成するものとし、社内委員は代表取締役またはその経験者の中から、社外委員は、独立社外取締役を含む非業務執行取締役またはその経験者のなかから取締役会が選任する。現在の社内委員は代表取締役社長 奥田修、社外委員は独立社外取締役立石文雄、独立社外取締役 桃井眞里子、非業務執行取締役テレッサ・エイ・グラハムの3名であり、各委員の互選により選定された独立社外取締役立石文雄が議長を務める。

2022年12月期は、計3回開催し、個々の委員の出席状況は以下の通りであります。

奥 正之(議長)：3/3回(100%)

一丸 陽一郎：3/3回(100%)

ウィリアム・エヌ・アンダーソン：3/3回(100%)

奥田 修：3/3回(100%)

【報酬委員会】

報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬に関する方針および取締役の個別の報酬について審議する。報酬委員会は、独立社外取締役1名以上を含む社外委員3名以上で構成するものとし、社外委員は、独立社外取締役を含む非業務執行取締役またはその経験者の中から取締役会が選任する。現在の社外委員は、独立社外取締役立石文雄、独立社外取締役寺本秀雄、非業務執行取締役テレッサ・エイ・グラハム、非業務執行取締役クリストフ・フランツの4名であり、各委員の互選により選定された非業務執行取締役テレッサ・エイ・グラハムが議長を務める。

なお、委員構成における「その他」に該当する委員は、それぞれ非業務執行取締役であります。

2022年12月期は、1回開催し、個々の委員の出席状況は以下の通りであります。

ウィリアム・エヌ・アンダーソン(議長)：1/1回(100%)

クリストフ・フランツ：1/1回(100%)

奥 正之：1/1回(100%)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役と会計監査人は、監査計画の相互確認、会計監査上の論点や関連基準・制度動向等の共有、四半期レビュー結果報告、期末決算監査状況・期末監査結果報告等、年間5回以上の会合にて意見交換を行っております。

また、監査役は、内部監査部門である監査部より監査計画や結果について報告を受けるとともに意見交換を行っており、必要に応じて監査部に対し内部監査の範囲等について要望しております。さらに、子会社監査役については監査部員が担当する体制を取っており、監査役は、子会社監査役とも四半期報告・期末報告などを通じて連携を行い、グループ企業のガバナンス強化に努めております。

監査役、監査部および会計監査人は、監査計画説明の会合を行うなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名
------------------------	-----

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二村 隆章	公認会計士													
増田 健一	弁護士													
早稲田 祐美子	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二村 隆章	○	二村公認会計士事務所代表 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	企業会計専門家(公認会計士)としての豊富な経験・知識等を有しており、社外監査役として適切に職務を遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
増田 健一	○	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー 株式会社ブリヂストン社外取締役 株式会社マースホールディングス社外監査役 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	企業法務専門家(弁護士)としての豊富な経験・知識等を有しており、社外監査役として適切に職務を遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
早稲田 祐美子	○	東京六本木法律特許事務所パートナー 株式会社IHI社外監査役 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験及び知識、加えて社外監査役としても豊富な経験を有しており、社外監査役として適切に職務を遂行することができるものと判断いたしました。 また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、次のとおり社外役員にかかる「独立性判断基準」を定めております。

独立性判断基準

当社は次のいずれの項目にも該当しない社外役員（社外取締役及び社外監査役）を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員（独立社外取締役及び独立社外監査役）と判断する。

- 1 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の現在及び過去10年における業務執行者（注1）
- 2 当社の親会社及び兄弟会社の現在及び最近5年における業務執行者
- 3 当社グループを主要な取引先（注2）としている者、又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な取引先（注2）、又はその業務執行者
- 5 当社グループの主要な借入先（注3）、又はその業務執行者
- 6 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 7 当社の主要株主（注5）、又はその業務執行者
- 8 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- 9 当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- 10 当社グループから一定額を超える寄付又は助成（注6）を受けている法人・組合等の団体の理事、その他の業務執行者
- 11 当社グループの会計監査人、又は会計監査人である監査法人に所属する者
- 12 上記1から11に該当する者（重要な地位にある者（注7）に限る）の近親者等（注8）

（注1）「業務執行者」：業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等
（注2）「主要な取引先」：過去5年間のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引額が、当該取引先の連結売上高の2%以上、又は当社グループの連結売上高の2%以上である当該取引先
（注3）「主要な借入先」：事業年度末における当社グループの借入額が、当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先
（注4）「多額の金銭その他の財産」：過去5年間のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は金銭その他の財産を受ける者の年間総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産
（注5）「主要株主」：過去5年間のいずれかの事業年度において、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者
（注6）「一定額を超える寄付又は助成」：過去5年間のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は寄付等を受ける者の年間総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付又は助成
（注7）「重要な地位にある者」：取締役（社外取締役を除く）、執行役員、及び執行役又はそれらに準じる権限を有する者
（注8）「近親者等」：配偶者又は二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会での承認の範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績を考慮し支給額を決定しております。
また、2017年3月23日開催の第106回株主総会において、業務執行取締役は株主の皆様と更なる価値共有を進めること、および当社の中長期の業績との連動性を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、ストック・オプション報酬に代えて譲渡制限付株式報酬を導入することが決議されました。その総額は現行の定例報酬及び賞与のための報酬枠とは別枠で年額345百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

2022年度有価証券報告書には、取締役及び監査役に対する報酬等の額として、以下の内容で記載を行っております。
なお、法令に従い、一部の取締役については有価証券報告書において個別開示しております。

取締役(年額)
人員数 8名(うち社外取締役3名)
報酬等 534百万円(うち社外取締役48百万円)
譲渡制限付株式報酬(業務執行取締役のみ)勤務継続型65百万円 業績連動型68百万円

監査役(年額)
人員数 5名(うち社外監査役3名)
報酬等 101百万円(うち社外監査役38百万円)

- (注)
1. 金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
 2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでおります。
 3. 取締役(全員)の報酬等(定例報酬及び賞与)の額は、2007年3月開催の第96回定時株主総会での決議により年額750百万円以内となっております。また、これとは別枠で、取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役を除く)に対する譲渡制限付株式(勤務継続型及び業績連動型)の付与のための報酬額は、2017年3月開催の第106回定時株主総会での決議により年額345百万円以内となっております。
 4. 監査役(全員)の報酬の額は、2020年3月開催の第109回定時株主総会での決議により年額120百万円以内となっております。
 5. 上記の譲渡制限付株式報酬(勤務継続型、業績連動型)の額は、各譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

報酬の個別開示を実施している取締役及び監査役(いずれも中外製薬株式会社)

奥田 修(代表取締役)
連結報酬等の総額 299百万円
(内訳: 定例報酬108百万円、賞与110百万円、譲渡制限付株式報酬 勤務継続型35百万円、譲渡制限付株式報酬 業績連動型45百万円)

- (注)
1. 金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
 2. 代表取締役の報酬等の総額等を記載しております。
 3. 上表記載の代表取締役以外の役員で、報酬等の総額が1億円以上である者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬は、優秀な人財の確保と適切な動機づけにより当社の企業価値の持続的向上を実現することを企図して設計しております。

< 報酬水準 >
優秀な人財の確保と適切な動機づけを可能とする市場競争力のある報酬水準を目標としており、事業年度ごとに、外部専門機関の調査結果に基づき、国内大企業及び国内医薬品企業からなる報酬ベンチマーク企業群の水準を参考に、各取締役の役割及び職責等を踏まえ、報酬委員会の審議を経て決定しております。

< 報酬構成 >
業務執行取締役の報酬については、報酬と業績及び株主価値との連動性をより一層明確にし、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、固定報酬である定例報酬に加えて、各事業年度の業績等に応じて支給される短期インセンティブとしての賞与及び中長期的な業績に連動する長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬(勤務継続型、業績連動型)により構成されます。構成の割合については、最高経営責任者(CEO)は「基本報酬(35%)、賞与(30%)、譲渡制限付株式報酬(35%)」を目安とし、他の業務執行取締役は、職責等を勘案して各報酬の構成割合を決定します。社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役の報酬については、固定報酬である定例報酬のみとします。

< 業績連動報酬に係る指標及び支給額の決定方法 >
() 賞与
短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し各事業年度の公表予想をベースとした全社業績及び個人業績による総合評価に応じた評価係数を乗じ決定しております。
[指標及び評価方法]
・全社業績目標の評価指標は、各事業年度のCore営業利益、売上収益、研究開発業績、全社課題等の達成状況とし、個人業績目標の評価指標については、担当業務の業務目標達成に向けた施策及びESGに係る課題等の達成状況に基づき総合評価
・報酬委員会における審議を経て、取締役会にて基準額の0% ~ 200%の範囲で支給額を決定

() 譲渡制限付株式報酬
長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬は、3 ~ 5年間の譲渡制限期間が付された勤務継続型譲渡制限付株式と業績連動型譲渡制限付株式を夫々50%の割合で付与します。付与する株式数は、役位別に定められる基準額を、取締役会における割当決議前日の当社株式終値で除した株数とし、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、付与した株式について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。業績連動型については、更に国内医薬品企業の株主総利回り当社の株主総利回りの比較結果に基づき譲渡制限を解除する株式数を決定します。

[指標及び評価方法] 勤務継続型
・譲渡制限期間中の勤務継続業績連動型

- ・勤務継続型の条件に加えて国内医薬品企業の株主総利回りと当社の株主総利回りの比較結果に基づき譲渡制限を解除する株式数を決定
- ・株主総利回りの評価期間は3事業年度
- ・割当株式の0%～100%の範囲で譲渡制限を解除

< 役員報酬等の決定プロセスの概要 >

個別報酬の決定プロセスとしては、株主総会にて決議された総額の範囲内で、業務執行取締役については報酬委員会の審議を経たのち、取締役会にて決定し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、報酬委員会の答申に従い、取締役会の委任を受けた最高経営責任者（CEO）が決定し、監査役については監査役の協議を経て決定します。役員報酬制度に関する専門的知見や経営者報酬を取り巻く環境変化等を十分に把握したうえで審議を進めるため、外部専門機関の調査結果を踏まえながら、取締役会によって選任された独立社外取締役1名以上を含む3名以上の社外委員で構成する報酬委員会にて審議することで、ステークホルダーに対する説明責任を果たしうる決定プロセスの透明性および客観性を担保しています。

2022年度に報酬委員会にて審議し取締役会で決議された主な事項等は、以下のとおりです。

- ・2021年度個別賞与額（2022年3月支給）
- ・2021年度当社の報酬水準、報酬割合及び報酬ベンチマーク企業群の妥当性の検証
- ・2022年度の役位別報酬水準（役位別の基準額）、報酬割合
- ・株主総利回り比較結果に基づく業績連動型譲渡制限付株式報酬の解除率

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、秘書室内に担当スタッフを任命し、当社の社外取締役としての活動に対する支援を行っております。また、重要な経営環境変化に関する報告や個別の案件に関する事前説明を経営企画部長等から随時実施することにより、意思決定のより一層の充実に努めております。

社外監査役については、社内情報の伝達、監査役会資料の事前提供などの監査活動支援を監査役室が担当しております。

また、取締役会における審議の活性化を図るため、議案に関する必要かつ十分な情報を含む資料を作成し会日に十分先立って社外取締役および社外監査役に配布するとともに、社外取締役および社外監査役からの要請に基づく追加情報の提供あるいは事前説明の機会を設けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
永山 治	名誉顧問（名誉会長）	対外活動 経営陣が求めた場合の助言 (意思決定には関与しない)	非常勤、報酬無	2020/03/30	1年（上限定めなし）
小坂 達朗	特別顧問	対外活動 経営陣が求めた場合の助言 (意思決定には関与しない)	非常勤、報酬有	2022/03/29	1年（最長2年）
上野 幹夫	特別顧問	対外活動 経営陣が求めた場合の助言 (意思決定には関与しない)	非常勤、報酬有	2022/03/29	1年（最長2年）

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	3 名
--------------------------	-----

その他の事項

- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」の「社長等退任日」には、当社の代表取締役の退任日を記載しております。
- ・経産省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGSガイドライン）等を踏まえ、代表取締役経験者の顧問制度として「特別顧問制度」を設置（2019年）しています。指名委員会への諮問、取締役会の決議により、必要に応じて、代表取締役経験者に特別顧問を委嘱することができる制度としています。
- ・取締役会や経営会議などの社内の会議体には出席せず、経営の意思決定には関与しません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

- 業務執行
 取締役会から委ねられた業務の執行にあたっては、最高経営責任者（CEO）が全社の経営戦略及び業務執行に関する意思決定について責任を

担う体制をとっております。それらの重要な意思決定は、最高経営責任者（CEO）をはじめとする業務執行取締役及び主要な執行役員からなる経営会議において行い、経営会議での重要な決定事項は取締役会に報告しております。また、業務の執行状況については四半期ごとに取締役会へ報告しております。また、経営会議には常勤監査役も出席し、適正なガバナンスの観点から意見の表明を行っております。なお、経営会議メンバー8名中、1名が女性です。

2. 取締役会

取締役会は、株主に対する受託者責任及び説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、収益力・資本効率などの改善を図るため、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定を行い、業務執行取締役による適切なりスクテイクを支える環境を整備するとともに、業務執行の監督を行っております。

取締役会は、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成し、取締役会全体として必要な専門性、能力、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む適切な多様性と規模を確保しております。また、取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において確保するため当社の独立性判断基準を策定し開示するとともに、取締役のうちの3分の1以上を独立社外取締役として選任しております。

業務執行取締役候補者については、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を、非業務執行取締役候補者については、当社の経営に関する助言及び監督の機能を適切に発揮するため、社外の企業経営者、医学専門家、その他の学識経験者など、その経験、知識、専門性を考慮して、それぞれ選任しております。

取締役会は、業務執行取締役3名（代表取締役社長奥田修、取締役上席執行役員山田尚文、取締役上席執行役員板垣利明）、独立社外取締役3名を含む非業務執行取締役6名（独立社外取締役桃井眞里子、独立社外取締役立石文雄、独立社外取締役寺本秀雄、非業務執行取締役クリストフ・フランツ、非業務執行取締役ジェイムス・エイチ・サブリイ、非業務執行取締役テレッサ・エイ・グラハム）の9名で構成され、2名が女性です。議長は、取締役会にて予め定めた取締役が務めることとしており、代表取締役社長奥田修が議長を務めております。取締役会の個々の出席状況は「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

なお、当社は、非業務執行取締役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額です。

3. 監査体制

(1) 監査役監査の状況

監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確保に資することを方針として、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会は、監査に関する重要な事項について監査役から報告を受け、協議または決議を行っております。

監査役会は、監査役に必要な知識・経験・専門能力を有する者によって構成し、監査役会全体として専門性等のバランスを確保いたします。なお、社外監査役のうち1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

監査役候補者については、経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査を遂行することができる知識・経験を有する者を、社外監査役候補者については、会計・法律等に関する豊富な知識・経験を有する専門家の中から、それぞれ選任しております。

監査役会は、常勤監査役2名、独立社外監査役3名の5名で構成され、1名が女性です。議長は、監査役会にて予め定めた常勤監査役が務めることとしており、常勤監査役大箸義章または常勤監査役山田茂裕が議長を務めております。

また、監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額です。なお、監査役の独立性の保持と監査機能の充実を図るため、監査役を補佐する監査役室を設けております。

(2) 内部監査の状況

内部監査組織としては、公認内部監査人や公認不正検査士を擁する監査部（現在18名）を設置しています。監査部は、業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンスなどの観点から子会社を含むグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、経営会議への報告・提言や取締役会及び監査役会への報告を行っております。さらに、子会社監査役については、監査部員が担当する体制をとっています。子会社監査役は、四半期報告・期末報告などを通じて監査役と連携を行い、グループ企業のガバナンス強化に努めております。また、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の基準に準拠して有効な内部統制が整備・運用されていることを評価しています。監査の相互補完及び効率性の観点から、監査部、監査役、会計監査人の三者は双方向的な情報交換を定期的に行い、緊密な連携を図りながら監査にあたっています。

(3) 会計監査の状況

・監査法人の名称：有限責任 あずさ監査法人

・継続監査期間：12年間

・会計監査業務を執行した公認会計士：大谷 秋洋、永峯 輝一、北村 雄二郎

・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士16名、その他23名

当社は、財務経理部・監査部等の社内関連部門において、IFRSを中心とした専門性、製薬会社に対する会計監査経験、監査方針及び手続き、監査報酬等に加え、親会社であるロシュとの連携の視点も踏まえ、会計監査人候補となる監査法人を選定しております。その結果を受け、監査役会は「会計監査人の評価基準」に基づき独立して評価を行い、会計監査人として相当だと判断しております。

なお、監査役会は、会計監査人について、その適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、監査役会は、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

4. 指名委員会・報酬委員会・特別委員会

経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会、特別委員会をそれぞれ設置しております。指名委員会は、取締役候補者に関する議案を審議するとともに、最高経営責任者を含む業務執行取締役の後継者計画及び取締役の解任に係る審議を行い、報酬委員会は、取締役の個人別の報酬に関する方針及び取締役の個人別の報酬について審議を行っております。また、特別委員会を設置し、親会社であるロシュと少数株主の利益が相反する可能性のある重要な取引について、審議・検討しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うことを確保するため、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用しております。監査役の機能と併せ、独立社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能のさらなる充実に図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年開催日の約28日(4週間)以上前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が12月期であり、毎年3月に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年3月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の早期発送、英文招集通知(全訳)の作成、実質株主調査に基づいた議決権行使の促進策を実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳(全訳)を当社HP、東証、議決権行使プラットフォーム等を通じ提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針をウェブサイトに掲載 https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の支店やウェビナー形式でのオンラインの個人投資家向け説明会を開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算説明はカンファレンスコール(一部はビデオ会議との併用)を実施 その他に、ESG説明会、R&D説明会、社長懇談会などを定期的実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	ヨーロッパ、アメリカ、アジアにおいて、それぞれ最低年1回ロードショーを開催(2022年はオンラインにて実施) 一部現地訪問での面談も再開	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/ 掲載資料: 決算短信・補足資料、決算プレゼンテーション資料、説明会資料、株主通信、有価証券報告書、内部統制報告書、アニュアルレポート等。 決算関連資料および説明会資料は和英同時にウェブサイトに掲載。また、説明会プレゼンテーションの動画配信、カンファレンスコールの音声配信、スクリプト資料をウェブサイトに掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として広報IR部、監督機関として最高財務責任者(CFO)、財務統轄部門長、および関連部署基本組織長からなる広報IR委員会を設置	
その他	財務・非財務、両面を含めた企業価値を発信するため、統合報告(Integrated Reporting)を実施することとし、「アニュアルレポート2012」から、従来の「アニュアルレポート」と「社会責任報告書」を統合	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「中外製薬株式会社コーポレートガバナンス基本方針」にはステークホルダーとの協働方針として次のように規定しております。「当社の取締役会および業務執行取締役は、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、法令等の遵守はもとより、生命関連企業としての高い倫理・道徳観に基づく企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮し、これらのステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協働に努める。」(当社ウェブサイトに掲載) https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/governance/report.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は経営の基本方針として、「当社と社会の共有価値創造」を掲げており、中外にしか生み出せないイノベーションで「患者中心の高度で持続可能な医療」を実現することを目指しています。 事業活動を通して社会課題を解決することで新しい価値を生み出し、さまざまなステークホルダーとともに発展していきたいと考えており、企業活動のあらゆる領域で当社と社会の持続可能性、すなわちサステナビリティに貢献していくことを目指しています。当社のミッションおよび事業が社会に及ぼす影響を踏まえて、外部からの客観的視点も取り入れ、地球環境、人権、人財、倫理・コンプライアンス、ガバナンスなどをマテリアリティ(重要課題)として特定しています。社会からの要請や期待の大きい地球環境については、気候変動対策、循環型資源利用、生物多様性保全などを、従来以上に積極的に推進していきます。また、「当社と社会の共有価値創造」に向けたイノベーションの創出に欠かせないのが人財です。人財については、社員エンゲージメントの向上、イノベーションを牽引する高度かつ多様な人財の育成、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の推進、健康経営などにも引き続き取り組んでいきます。また、ESG活動を推進する体制を整備し、当社グループ内への取り組みの浸透を図るとともに、環境安全衛生ポリシー、人権方針、社会貢献活動の基本的な考え方を公開し、ステークホルダーへの情報発信に努めております。(当社ウェブサイトに掲載) https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示方針(資本市場参加者への情報開示に関する方針)」に記載(当社ウェブサイトに掲載) https://www.chugai-pharm.co.jp/ir/policy/disclosure.html

<多様性の確保について>

当社では、価値創造の原動力である人財こそ最も重要な資産であると認識しています。ポジションマネジメント・タレントマネジメントによる適所適材の推進、年齢・属性にかかわらずチャレンジを後押しする人事制度の運用、自律的な学びの機会の提供等を通じて、社員一人ひとりの挑戦や成長を支援しています。また、ジェンダー、国籍、障がい者や、様々な背景や職歴、専門性をもつキャリア採用者など、多様な人財の採用を積極的かつ継続的にしながら、それぞれの特性や能力を最大限活かせる職場環境の整備やマネジメント層の教育等の取り組みを進めています。

また、成長戦略「TOP1 2030」の実現に向け、ビジネス起点での戦略・高度専門人財の獲得強化を実現すべく、近年では新卒採用に加え、キャリア採用をさらに強化しており、2022年の実績は新規採用者(単体)のうち、新卒採用61.4%、キャリア採用38.6%となっています。また、外国籍社員比率は2022年末現在、1.3%(単体)、管理職における外国籍社員比率は0.5%(単体)ですが、デジタル人財等、国内外を問わず外部からの優秀な専門人財の獲得に積極的に取り組み、多様性に富んだ中核人財の確保につなげ、今後、各階層における外国籍社員比率が社員比率と同等となることを目指していきます。

<ダイバーシティ&インクルージョンの取り組み>

当社のダイバーシティ推進の取り組みは、2010年にさかのぼります。経営トップのもとにワーキングチームを結成、ジェンダーダイバーシティの課題や取り組みから検討を開始し、2012年には、より幅広い領域で取り組みを強化・推進するために「ダイバーシティ推進室」を設置しました。これまで、性別や年齢等の属性に関わらず人財を選抜・育成するタレントマネジメントシステムの導入、人事処遇制度の見直しに取り組んできました。

また、出産や育児、介護などにかかわらず、あらゆる多様な社員がそれぞれのワークライフシナジーを実現できるよう、テレワーク勤務の推進など、柔軟性の高い働き方を実現する就業環境の整備も推進しています。近年では、これまで注力してきた仕事と育児との両立に加え、介護との両立に向け、全社員を対象とした介護実態調査、介護リテラシー向上を目的としたセミナーやe-learningの実施、さらに専門家による相談窓口を設置しています。

また、ダイバーシティ&インクルージョンの浸透に向け、全社員を対象とした「中外ダイバーシティDAYS」を開催し、経営層から若手社員、キャリア入社者による講演や座談会等を実施しています。また、ダイバーシティ&インクルージョン推進のキーパーソンとなるマネジャーを対象に、無意識バイアスをテーマにしたe-learningを実施、その他ライフイベント期の部下を持つマネジャーを対象に部下のキャリア形成や成長支援につなげるタスクマネジメント研修を実施するなど、継続的に取り組んでいます。

そして、多様な全ての社員が心身共に元気に働く活力ある健全な組織風土を醸成するために、社員の健康管理の推進による健康経営を実践し、誰もが能力発揮できる働く環境づくりを推進しています。さらに、多様性の確保だけでなく、イノベーションの創出に不可欠となる「インクルージョン」については、“発信しよう、話し合おう、受け止めよう”の3つの行動を社員一人ひとりに浸透させながら、より一層推進していきます。

<女性活躍推進について>

女性の活躍推進については、ダイバーシティ&インクルージョンや女性活躍の重要性、意義について、年頭所信やダイバーシティのイベントで経営トップからメッセージを発信するなど継続的に啓発に取り組んでいます。また、これまで全部門の女性を対象としたフォーラム開催によるキャリア啓発のほか、2014年度からは女性リーダーの育成に向けた研修を導入しました。女性マネジャー登用推進においては、指導的立場の女性が増え、意思決定の場面で女性も男性も活躍している状態を目指し、取り組んでいます。さらに、女性マネジャー登用促進に向けKPIを設定し、毎年、経営トップおよび担当役員、各部門長出席のもと、登用の進捗確認とKPI達成に向けた課題や育成プランについて議論する会議体を設定しています。現在、女性管理職比率は17.8%*1、女性マネジャー(部下のいる管理職)比率は15.9%*2(2022年12月)ですが、それぞれ2023年末時点で17%と目標を設定し、取り組んでいます。今後は、2030年までに全階層における女性マネジャー比率が社員比率と同等水準(30%以上)となることを目指し、継続的に取り組んでいきます。

*1 中外製薬株式会社(単体)の在籍者に基づいて算出

*2 中外製薬株式会社(単体)および国内関係会社の在籍者に基づいて算出

<中核人財の多様性確保に向けた人材育成・社内環境整備等>

個々人の働く価値観や新たな働き方の浸透と、環境が大きく変わる中、当社で働く社員に対して柔軟な働き方の実現や社員一人ひとりが目指すキャリアの実現に向けて、自らを磨き、主体的に学び成長し続ける学習環境を整備、提供しています。

●テレワーク勤務制度の導入

テレワーク勤務制度を効果的に活用することで「業務のデジタル化推進により、組織・職種・業務の特性に応じた柔軟性の高い働き方(スマートワーク)」を実現し、生産性向上とワークライフシナジーを両立させ、連続的イノベーションの創出を目指しています。

●挑戦・成長を後押しする仕組み

オンデマンド型プログラムをベースとした新たなラーニングマネジメントシステム(I Learning)を2021年より導入したことにより、いつでも、どこでも、誰もが学ぶ機会を得ることができるようになりました。社員主導による学びの場を提供することにより、社員同士の相互研鑽を促進しています。さらには、一人ひとりが主体的にキャリア形成を行っていくために、部門・職種ごとの専門性(スキルセット)を可視化するとともに、自身のキャリアとマッチングできるツールや部門ごとの専門スキルトレーニングプログラムの活用を推進しています。

●アルムナイ制度の導入

当社と退職者による双方向のネットワーク形成と即戦力の人財確保を目的とし、2020年5月にアルムナイ制度を導入しました。会社の採用ニーズが発生した際には原則正社員としての再雇用を可能にしています。現在、約190名のアルムナイ(退職者)が登録しており、これまで4名が再雇用されました。

<外部評価>

- ・経済産業省と東京証券取引所による「なでしこ銘柄」選定:平成26年度～29年度、令和2～3年度
- ・経済産業省 平成29年度「新・タイバシティ経営企業100選」受賞
- ・厚生労働省 平成26年度「均等・両立推進企業表彰」
- 均等推進企業部門厚生労働大臣優良賞
- ファミリー・フレンドリー企業部門東京労働局長優良賞
- ・厚生労働大臣より次世代育成支援対策推進法に基づく認定事業主に認定:くみん認定取得(2008年、2011年、2015年、2018年)、プラチナくみん認定取得(2018年)
- ・厚生労働省による「えるぼし」認定取得:5つの基準全てを満たし、2022年10月に3段階目を取得
- ・任意団体work with Pride主催によるPRIDE指標「ゴールド」認定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」というミッションを掲げ、その実現に向けて透明かつ公正で高い倫理性を持った企業活動を追求してまいりました。また、会社法施行に伴い、内部統制に関する基本方針を取締役会にて決議し、中外製薬グループにおける全役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保すべくより強固な体制を構築しております。

当社における内部統制システムの具体的整備・運営状況は以下の通りです。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「中外製薬グループ コード・オブ・コンダクト(CCC)」を遵守するものとし、法令等遵守の統括部署としてリスク・コンプライアンス部を設置しています。

各部署の内部統制活動の監視・検証としましては、監査役による会社法上の監査のほか、内部監査部門として、公認内部監査人や公認不正検査士を含むスタッフからなる監査部を設置し、業務活動の有効性・効率性およびコンプライアンスなどの観点から子会社を含むグループ全体の業務執行状況の監査を実施し、経営会議への報告・提言を行うほか、取締役会及び監査役への報告を実施し、健全な業務執行の維持・向上に努めております。さらに、子会社監査役については監査部員が担当する体制を取っております。また、監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の基準に準拠して有効な内部統制が整備・運用されていることを評価しております。

コンプライアンス推進につきましては、「コンプライアンスポリシー」に基づき「コンプライアンス規程」を制定するとともに、薬事規制、一般法令、業界基準、社内規程など、当社に關係するあらゆるコンプライアンスに対応するため、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス推進に関する重要な方針や施策、コンプライアンスリスクの評価とリスク対応方針などについて審議するとともに、その進捗状況を経営会議に報告しております。

コンプライアンスの状況につきましては、コンプライアンス統括機能(リスク・コンプライアンス部、信頼性保証ユニット)による監視・牽引・支援のもと、各組織に配置したコンプライアンスオフィサーを通じて、タイムリーな報告・相談ならびに定期的なモニタリングを実施しております。また、CCC違反事項に関する従業員の通報・相談窓口を設置するとともに、ハラスメントに関する相談窓口を社内外に設けており、問題等の早期発見と適切な対応に努めております。

リスク管理につきましては、リスクの選好方針である「リスクアベタイト ステートメント」を定め、健全なリスクカルチャーの醸成に取り組んでおります。

また、リスクの対応策及びインシデント発生時の迅速・適切な対応を確保するために、「リスク管理ポリシー」に基づき「リスク管理規程」を制定し、経営会議の下部機関であるリスク管理委員会及び部門リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、経営に重大な影響を及ぼしかねないリスクを中外製薬グループリスク課題として特定し、その対応策の進捗状況を経営会議に報告しております。部門リスク管理委員会は、部門内のリスクをとりまとめてリスクマップを作成し、リスクの対応に努めるとともに、重要リスクについてはその対応策の進捗状況をリスク管理委員会に報告しております。

なお、当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置しその対応にあたる体制としております。

首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の今後発生が懸念されている大規模地震に備えて、東日本大震災の経験を踏まえた地震対策の強化に取り組んでおります。

内部統制及びリスク管理の遂行にあたっては、グループ全体を対象とした取組みを実施し、企業集団全体としての適正な業務運営を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制の整備・維持については、内部統制システムに関する取締役会決議に記載し関係排除に向けて取り組んでおります。

当社の行動規準を示すCCCにおいて反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを明記し、全社を挙げて関係排除に取り組んでおります。

反社会的勢力および団体に関する社内相談窓口の設置、新規契約における外部業者の信用調査、当局を含めた関係団体との連携について社内体制を整備しております。

「反社会的勢力排除に関する覚書ガイドライン」を定め、取引先と反社会的勢力排除に関する覚書を取り交わし、反社会的勢力と関係していないことを確認するとともに、万が一取引先が反社会的勢力と判明した場合には、速やかに契約を解除できる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

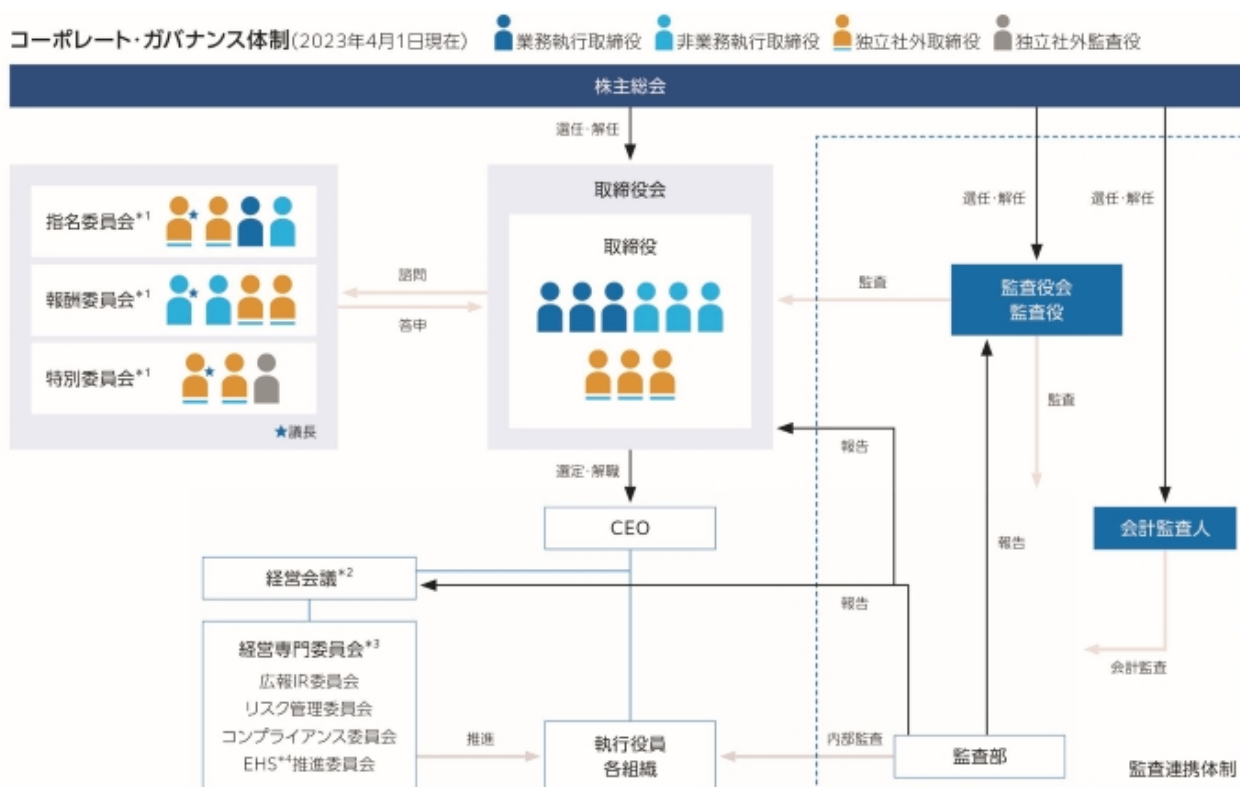
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、会社情報の適切な開示に資する「情報開示方針」を定め、取締役会および経営会議等において決定された事項や各部署で把握した事項のうち、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、ならびに投資判断に影響を与えらると思われる情報などについて、適時・適切な開示活動に努めております。

当社は、最高経営責任者（CEO）をはじめとした主要執行役員ら経営陣が率先して説明責任を果たしております。開示活動の実際にあたっては広報IR部が主管部署となり、関連部署と連携して速やかな開示に努めております。

また、最高財務責任者（CFO）、財務統轄部門長、広報IR部長、経営企画部長、財務経理部長、リスク・コンプライアンス部長、人事部長および総務部長で構成する広報IR委員会を経営専門委員会として定期的開催し、情報開示方針の策定、改編、方針の社内浸透、関連情報収集・開示活動などの管理、推進を行っております。



*1 指名委員会・報酬委員会・特別委員会：取締役会の諮問機関。「指名委員会」は、取締役候補者に関する議案審議、業務執行取締役の後継者計画および取締役の解任にかかる審議を行い、「報酬委員会」は、取締役の報酬に関する方針および取締役の個別の報酬についての審議を行う。また、「特別委員会」は、親会社であるロシュと少数株主の利益が相反する可能性のある重要な取引等について審議・検討を行う

*2 経営会議：全社の経営戦略および業務執行に関する重要な意思決定を行う

*3 経営専門委員会：経営会議の下部組織。「広報IR委員会」は情報開示とステークホルダーとの対話に関する活動の意思決定および推進統括、「リスク管理委員会」はリスク管理の統括と重要リスクの特定・測定の活動推進、「コンプライアンス委員会」はコンプライアンス活動のPDCAサイクルの強化および個別案件の対応策・実行状況の監視、「EHS推進委員会」は環境・労働安全衛生の一体マネジメントに向けた意思決定と戦略策定および各部門の活動統括を担う

*4 Environment, Health and Safety (EHS): 環境・健康・衛生・安全